

一般競争入札公告

公用車の売払いについて、一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和7年2月26日

十和田市長 櫻田百合子

1 入札に付する物件

物品 番号	車名	初年度登録	車検満了日	最低 入札価格
第1号	三菱 ファイター	平成2年4月	令和7年5月30日	1,000,000円

2 入札参加資格

次の事項に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者
- (2) 入札参加申請書を期日までに提出していない者
- (3) 市税等を滞納している者
- (4) 十和田市暴力団排除条例（平成23年条例第39号）第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (5) 法人にあつては役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者、法人以外の団体にあつてはその代表者及び経営に実質的に関与している者のいずれかが暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者である法人または団体
- (6) 当該入札に係る物品に関する事務に従事する市職員
- (7) 入札物件の公開時に現地見学の申し込み及び見学をしていない者

3 契約条項を示す場所等

入札説明書は、十和田市役所管財課で交付するほか、市ホームページへ掲載する。

4 入札参加の申込手続き等

入札に参加する者は、期日までに入札参加申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加申請の受付期間及び場所

①受付期間 令和7年3月6日（木）から令和7年3月11日（火）まで
（土曜日、日曜日を除く。）

②受付時間 午前9時から午後5時まで

③受付場所 十和田市役所本館2階 管財課 契約係

※ 入札参加申請をする場合には、下記5で示す日時に必ず現地で入札物件を確認すること。

(2) 入札参加資格の決定

入札参加資格がない者には、令和7年3月12日（水）午後5時までに電話で連絡する。電話連絡のない場合は、入札参加資格があるものとする。

(3) 入札の開札日時及び場所

①日時 令和7年3月14日（金） 午後1時40分

②場所 十和田市役所本館2階会議室

(4) 質問の方法

入札に関して質問がある場合は、FAXにて提出すること。

①質問期限 令和7年3月10日（月）正午まで

②質問提出先 管財課 契約係

③質問への回答 令和7年3月11日（火）までに随時回答する。

5 入札物件の公開

売却する物件は、次のとおり公開する。見学の申し込みは、事前に管財課契約係へ電話連絡すること。

(1) 日 時 ①令和7年3月6日（木） 午後1時30分

②令和7年3月7日（金） 午前10時00分

(2) 場 所 十和田市大字赤沼字下平263番地2（十和田市重車両車庫）

(3) 連絡先 総務部管財課契約係 電話番号（0176-51-6714）

6 入札保証金の額

入札保証金の額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の100分の5以上とする。

ただし、十和田市物品等有資格者名簿に登録のある者（十和田市契約規則第5条第1項各号の規定に該当する者）等は免除とする。

7 落札者の決定方法

最低入札価格以上で、かつ、最高の価額をもって入札した者を落札者とする。落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじ方式により落札者を決定する。

8 契約及び代金の納入

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分

の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 原則として、落札決定の日から7日以内に契約を締結することとし、代金は、令和7年3月24日（月）までに納入するものとする。

9 リサイクル料金

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づくリサイクル料金が預託済みである車両については、契約金額とは別にリサイクル料金（預託金相当額）を代金納入期限までに納入すること。

10 物品の引渡しの期限及び場所

物品の引渡しの期限は、令和7年3月27日（木）とし、引渡し場所は各車両保管場所（公開場所）とする。

11 その他

入札に関する詳細事項については、入札説明書で確認すること。

12 問合せ先

十和田市総務部管財課契約係 電話0176-51-6714 FAX0176-25-2049